

意見公募要領

1 意見公募対象

- ・平成15年総務省告示第213号（F-B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件）の一部を改正する告示案（別紙1）

2 意見公募の趣旨・目的・背景

海上保安庁による一部の中短波海岸局を廃止に伴い、これまで告示で定められていた中短波海岸局の通信圏（A2水域）のエリアを縮小する必要があるため、今般改正を行うものです。

3 資料入手方法

e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄及び総務省ウェブサイト (<https://www.soumu.go.jp/>) の「報道資料」欄に掲載します。また、連絡先窓口において閲覧に供するとともに配布します。

4 意見の提出方法・提出先

以下（1）の場合は、意見提出フォームに郵便番号、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を記載の上、意見提出期限までに提出してください。

以下（2）、（3）のいずれかの場合は、意見書（別紙様式）に氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、意見提出期限までに提出してください。

なお、提出意見は必ず日本語で記入してください。

（1）e-Gov を利用する場合

e-Gov (<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/1050>) の意見提出フォームから提出してください。

（2）電子メールを利用する場合

電子メールアドレス： maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛

※スパムメール防止のため@を「_atmark_」としております。送信の際には恐れ入りますが、@に修正の上、お送りいただきますようお願いいたします。

※意見の提出を装ってウイルスメールが送付される事案を防ぐため、（1）のe-Govを極力御利用いただきますよう、お願いいたします。

※添付ファイルを送付する際は、ファイル形式は、テキストファイル、マイクロソフト

社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイルにより提出してください
(他のファイル形式とする場合は、担当までお問い合わせください。)

※電子メールアドレスの受取可能最大容量は、メール本文等を含めて 20MB です。

(3) 郵送する場合

〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課 宛

別途、意見の内容を保存した光ディスクを添えて提出いただくようお願いする場合があります。その場合の条件は次のとおりです。

○ディスクの種類：CD-R、CD-RW、DVD-R 又は DVD-RW

○ファイル形式：テキストファイル、マイクロソフト社 Word ファイル又はジャストシステム社一太郎ファイル(他のファイル形式とする場合には、事前に担当者までお問い合わせください。)

○ディスクには、提出者の氏名、提出日、ファイル名を記載してください。

なお、送付いただいたディスクについては、返却できませんのであらかじめ御了承ください。

5 意見提出期間

令和8年3月31日(火)から同年5月7日(木)まで(必着)

※郵送については、締切日の消印まで有効とします。

6 留意事項

- ・意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。また、それぞれの意見には、当該意見の対象である命令等の案の名称、そのページ等を記載してください。
- ・提出された意見は、e-Gov 及び総務省ウェブサイトに掲載するほか、総務省総合通信基盤局電波部基幹・衛星移動通信課にて閲覧に供するとともに配布します。
- ・記入いただいた氏名(法人又は団体にあつては、その名称並びに代表者及び連絡担当者の氏名)、住所(所在地)、電話番号、電子メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために使用します。
- ・なお、提出された意見とともに、意見提出者名(法人又は団体にあつてはその名称及び代表者の氏名に限り、個人で意見提出された方の氏名は含みません。)を公表する場合があります。法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名について、匿名を希望される場合には、その旨を記入してください(連絡担当者の氏名は公表しません。)
- ・意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめ御了承ください。
- ・意見提出期間の終了後に提出された意見、意見募集対象である命令等の案以外についての意見については、提出意見として取り扱わないことがありますので、あらかじめ御了承ください。

- ・提出された意見は、結果の公示の際、必要に応じ整理・要約したものを公示することがあります。その場合には、提出された意見を連絡先窓口に備え付け、閲覧に供しますので、あらかじめ御了承ください。
- ・提出された意見を公示又は公にすることにより第三者の利益を害するおそれがあるとき、その他正当な理由があるときは、提出意見の全部又は一部を除いて公示又は公にすることがありますので、あらかじめ御了承ください。

7 連絡先窓口

総合通信基盤局 電波部 基幹・衛星移動通信課

担 当：伊藤課長補佐、川原官

電 話：03-5253-5901

E-mail：maritime_atmark_ml.soumu.go.jp

※迷惑メール防止のため、@を「_atmark_」と表示しています。

メールをお送りになる際には、「_atmark_」を@に直してください。

意見書

令和 年 月 日

総務省総合通信基盤局電波部
基幹・衛星移動通信課 宛

郵便番号

(ふりがな)

住所(所在地)

(ふりがな)

氏名(法人又は団体名等)(注1)

電話番号

電子メールアドレス

「平成15年総務省告示第213号(F-B電波二、一八七・五kHzによる遭難通信を行うことができる海岸局の通信圏を定める件)の一部を改正する告示案に対する意見募集」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。併せて、連絡担当者の氏名を記載すること。

注2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。別紙にはページ番号を記載すること。

別紙様式

該当箇所	御意見